

自転車・バイクの使用ルール

自転車

自転車は誰でも気軽に乗れる乗り物ですが、自転車にも法律で定められた交通ルールがあります。下記の違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車運転者は、自転車運転者講習の受講命令を受けます。

【違反行為14】

1. 信号の指示を無視すること
2. 道路標識などで通行が禁止されている場所を通ること
3. 歩道を徐行せずに通ること
4. 自転車専用レーンの枠外を通ること
5. 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
6. 閉じようとしているまたは閉じている踏切内への立ち入り
7. 交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
8. 交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
9. 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
10. 一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
11. 歩行者用道路で歩行者の通行を妨げること
12. ブレーキが利かないまたは壊れた自転車の運転

自転車と摩托車の交通規則

自転車

自転車虽然是谁都可以利用的交通工具，但法律也规定了自行车的交通规则。骑自行车的人在3年内将认定2次以上违章行为时，将收到骑自行车人员学习的通知。

【14 项违章行为】

1. 闯红灯
2. 通过道路标志牌等规定禁止通行的场所
3. 通过人行道时没有缓慢行驶
4. 在自行车专用道的线外行驶
5. 在没有人行道的路上妨碍了行人通行
6. 闯入即将或者已经关闭的铁路道闸
7. 在十字路口妨碍优先车辆的通行
8. 在十字路口右拐妨碍车辆通行
9. 在指定向右环行的路口逆行
10. 在规定停车观望的地方没有停车
11. 在人行道上妨碍行人通行
12. 骑没有刹车或刹车坏了的自行车

13. お酒を飲んでの自転車運転

14. 前方不注意などのさまざまな行為
※携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした場合にも適用されることがあります
子どもを乗せて運転する時には、転倒事故などが起こりがちです。細心の注意を払ってください。
また、駅前や市街地等の放置禁止区域に自転車を放置してはいけません。一定期間放置された自転車は、役所により撤去されます。決められた駐輪場を使用しましょう。

バイク（原動機付自転車）・普通自動二輪車

オートバイの運転には、運転免許が必要です。原動機付自転車（原付）は、排気量50cc以下で、16歳で免許を取得できます。
普通自動二輪車は排気量が50cc超400cc以下で、16歳で免許を取得できます。原付及び125cc以下の二輪車では高速道路の通行はできません。また、原付では二人乗りはできません。

13. 酒后骑车

14. 各种不注意看前方的行为

※边骑车边使用手机导致交通事故时也属于此行为。

骑车搭乘小孩时容易跌倒，请千万小心。

另外，不可把自行车停放在车站、市区等禁停处，不然，放置一段时间后将被会政府机关没收。应使用专门的停车场。

摩托车（电动自行车）、普通自动两轮车

驾驶摩托车，需要驾驶证。排气量在50cc以下的电动自行车从16岁开始可以考驾驶证。

排气量在50cc以上400cc以下的普通摩托车，从16岁开始可以考驾驶证。电动自行车不准在高速公路上行驶，也不许载人。

电动自行车和125cc以下的摩托车禁止在高速公路上通行。另外，电动自行车不可带人行驶。

- ・本人確認書類（旅券（パスポート）、
保険証、在留カードなど）
- ・外国での滞在期間を証明する書類
（出入国証明書、旅券（パスポート）、
船員手帳など）
- ・日本の運転免許証（お持ちの方のみ。
有効、失効を問いません）
- ・申請用写真1枚（縦3.0センチ×横2.4
センチ）
- ・手数料

★これから取得しようとする運転免許の
種類や現在保有する運転免許の種類ごと
にそれぞれ受験資格や手続などが異なり
ます。岡山県運転免許センターにお問い
合わせください。

【問合せ】

岡山県運転免許センター

（岡山県警交通部運転免許課）

住所：岡山市北区御津中山444-3

TEL:086-724-2200

- ・证明本人的资料（护照、保险证、在留
卡等）
- ・证明在国外滞留期间的资料（出入国记
录、护照、船员手册等）
- ・日本驾驶证（仅限持有者，不论有效或
无效）
- ・申请用照片（长3厘米×宽2.4厘米）
- ・手续费

★根据要获得驾驶证的种类及现在持有驾
驶证种类不同，考试资格及手续也不同。

详情请咨询冈山县驾驶证中心

【咨询】

冈山县驾驶证中心

（冈山县警交通部驾驶证课）

地址：冈山市北区御津中山444-3

电话：086-724-2200

JAF（日本自動車連盟）

外国語版「交通の教則」（4言語）の発行

JAFでは、「交通の教則」英語、中国語、
ポルトガル語、スペイン語版（2017年7月
改訂）をJAF支部窓口または、
Amazon.co.jpで販売しています。
販売価格は各言語とも1冊1,404円（消費
税込）。電子書籍は、1冊864円（消費税込）
です。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/>

国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発行された
国際運転免許証は、外国の運転免許証
の有効期間内で日本に上陸した日から1
年間有効です。（入国後1年以内に外国の
運転免許証の有効期限が来た場合は、そ
の日まで）

JAF（日本汽车联盟）

发行外语版「交通规则」（4种语言）

JAF发行的「交通规则」英语、汉语、葡萄
牙语、西班牙语版（2017年7月改订）在
JAF支部窗口及Amazon.co.jp网上出售。
各种语言每本售价均为1404日元（含消费
税）。电子书籍每本864日元（含消费税）。



国际驾驶证

根据日内瓦条约发行的国际驾驶证在有效
期内，从登陆日本一年内有效。（登陆日本
一年以内有效期的那一天。）

外国免許証の日本語による翻訳文

JAF では外国免許証の日本の運転免許証への切替申請に必要な「外国免許証の日本語による翻訳文」(有料)を発行しています。

※最新の情報は、JAF(日本自動車連盟)

のホームページで確認するか、JAF岡山支部または、JAF広島支部にお問い合わせください。

- ・JAF岡山支部 TEL: 086-273-0710
スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、エストニア、台湾
- ・JAF広島支部 TEL: 082-272-9967
上記以外の国
- ・JAF ホームページ (英文)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm>

外国驾驶证的日语翻译

JAF 提供外国驾驶证更换成日本驾驶证时所必需的[外国驾驶证日文翻译件]。(付费服务)

*最新信息请确认 JAF(日本汽车联盟)网页或询问 JAF 岡山支部或 JAF 広島支部。

- ・JAF 岡山支部 电话: 086-273-0710
瑞士, 德国, 法国, 比利时, 摩纳哥, 爱沙尼亚, 台湾
- ・JAF 広島支部 电话: 082-272-9967
上述以外的国家
- ・JAF 网站 (英语)

